

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

| | | | |
|-------------|---|------|-----|
| No | 6 | 府省庁名 | 総務省 |
| 対象税目 | <input checked="" type="checkbox"/> 個人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ） | | |
| 要望項目名 | 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の軽減措置の延長 | | |
| 要望内容（概要） | <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> 【個人住民税】 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得のうち2,000万円以下の部分について、個人住民税の税率を軽減（本則5%、特例4%）する。 【法人住民税】（法人税と連動） 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか追加課税される特別税率の適用を除外する。 ・特例措置の内容 上記の課税の軽減措置の適用期限を3年間（平成31年12月31日まで）延長する。 | | |
| 関係条文 | 地方税法附則第34条の2、租税特別措置法第31条の2、第62条の3、第68条の68 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第5項、第19条第5項 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の5第5項、第18条の9第5項 | | |
| 減収見込額 | [初年度] — (▲609) [平年度] — (▲609) [改正増減収額] — (単位：百万円) | | |
| 要望理由 | <p>(1) 政策目的 暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成の促進 等</p> <p>(2) 施策の必要性 職住近接や生活の利便性を重視した都心居住が進行するとともに、広い敷地や公園等を備えた優良な住環境に対するニーズは根強い。こうしたニーズに対応して、良好な環境を備えた住宅・宅地整備を促進することが引き続き求められており、新たな「住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）」においても、「福祉拠点の形成や街なか居住を進め、(略)どの世代も安心して暮らすことができる居住環境・住宅地の魅力の維持・向上」を図ることが基本的な施策として掲げられているところ。 しかし、このような公共施設等の基盤整備を伴う良好な環境を備えた住宅・宅地開発は事業期間が長く、規模も大きいため、事業のコスト・リスク等が高くなっており、市場原理に任せただけでは十分に供給が進まない。 このため、税制上の特例措置を講じ、土地開発公社の用地取得を円滑化することにより、事業に要する期間の短期化、事業のコストやリスクの軽減を通じて上記事業を促進し、良好な環境を備えた住宅・宅地整備の促進を図る必要がある。 また、公共用地の確保等の施策についても、事業の迅速化の観点から一層の円滑化を図る等の必要がある。</p> | | |
| 本要望に対応する縮減案 | — | | |

| | | |
|-----|------------------------|--|
| 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | (総務省政策評価基本計画(平成24年総務省訓令第17号)) Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造) |
| | 政策の達成目標 | 最低居住面積水準未達率 4. 2%(平成25年度)→早期に解消 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 42%(平成25年)→50%(平成37年) 大都市圏 : 37%(平成25年)→50%(平成37年) 等 |
| | 税負担軽減措置等の適用又は延長期間 | 3年 |
| | 同上の期間中の達成目標 | 最低居住面積水準未達率 4. 2%(平成25年度)→早期に解消 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 42%(平成25年)→50%(平成37年) 大都市圏 : 37%(平成25年)→50%(平成37年) 等 |
| | 政策目標の達成状況 | 平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で42%(大都市圏で37%)となっている。 等 |
| 有効性 | 要望の措置の適用見込み | <地権者数> ※国土交通省による制度全体を対象とした推計値。 個人 4963人 |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 優良な住宅地の供給を促進し、国民の居住水準の向上等を図るためには、土地所有者が優良な住宅地を造成しようとする事業者等に土地を譲渡するインセンティブを与えるとともに、事業者の仕入れコストを軽減することによって、最終購入価格を引き下げることが効果的である。そのため、本特例の要件を満たす土地の譲渡について、税負担を軽減することが有効である。 |
| 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | ・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例(所得税・法人税) ・ 特定住宅地造成事業に係る土地等の譲渡所得に係る1500万円特別控除(所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税) 等 |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | 本特例制度は、優良な宅地開発等の種地の供給者に直接的に軽減措置を講ずることによって、その供給促進を図るものであることから、他の手段で代替することが困難なものであり、本措置は的確かつ必要最低限の措置である。 |

| | |
|---|--|
| <p>税負担軽減措置等の適用実績</p> | <p><減収額> ※国土交通省による制度全体の実績、以下同じ。 (個人住民税) 平成25年 611百万円 平成26年 677百万円 平成27年 520百万円</p> <p>(法人住民税)(法人税と連動) 0 (法人の土地譲渡益に対して、通常の法人税のほか、追加課税として特別税率が課される重課制度が課税停止中のため。)</p> <p><地権者数> (個人)※推計値 平成25年 4700人 平成26年 5002人 平成27年 4061人</p> |
| <p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p> | <p>—</p> |
| <p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p> | <p>本措置によって、良好な環境を備えた住宅地等の開発事業が約1114ha(平成25年～平成27年)進められており、居住環境の改善等に相応の効果を上げている。</p> |
| <p>前回要望時の達成目標</p> | <p>最低居住面積水準未達率 4.3%(平成20年)→早期に解消 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 全国 : 40%(平成20年)→50%(平成27年) 大都市圏 : 35%(平成20年)→50%(平成32年)</p> <p style="text-align: right;">等</p> |
| <p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p> | <p>平成25年度における最低居住面積水準未達率は4.2%、子育て世帯における誘導居住面積水準達成率は全国で42%(大都市圏で35%)となっており、居住環境の改善に相応の効果を上げている。</p> <p style="text-align: right;">等</p> |
| <p>これまでの要望経緯</p> | <p>昭和54年度 創設 昭和60年度 延長 昭和62年度 延長 平成2年度 拡充・延長 平成3年度 拡充・延長 平成8年度 拡充・延長 平成13年度 延長 平成16年度 拡充・延長 平成21年度 縮減・延長 平成26年度 拡充・延長</p> |